

特定非営利活動法人 Educe Technologies 法人会員規約

(目的)

この法人は、様々な学習コミュニティに対して、IT を活用し教育効果の高い学習環境の構築を行うことで、社会全体の教育環境の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

この法人は、上記の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) IT を活用した教育効果の高い学習環境の構築に関する調査研究
 - (2) IT を活用した教育効果の高い学習環境の構築に関する普及啓蒙事業
 - ① ホームページの開設・運営
 - ② IT を活用した教育効果の高い学習環境の構築に関するセミナーの開催
 - (3) IT を活用した教育効果の高い学習環境の構築に関する技術サポート
 - (4) IT を活用した教育効果の高い学習環境の構築を実現する教材及び教育プログラムの開発
- その他目的を達成するために必要な事業

(会員の区分・役割)

この法人の会員は、法人企業及び団体に対しては、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

1. 正会員（法人）

正会員については、定款に定めるところに基づき、下記を前提とする。

- －正会員はこの法人の目的に賛同して入会し、会の運営に関与する法人企業及び団体(担当部局)とする。
- －正会員として入会しようとする法人企業及び団体（担当部局）は、理事長が別に定める入会申込書により、事務局に申し込むものとする。
- －正会員は総会での議決権を有する。
- －正会員は総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

－正会員は連続して2年以上、会費を滞納したとき、その資格を喪失する。

正会員が納入すべき入会金及び会費は、次の通りとする。

－年会費 300,000円

2. パートナー会員

－パートナー会員はこの法人の目的に賛同して入会し、会の活動を実践する法人企業及び団体（担当部局）とする。

－パートナー会員として入会しようとする法人企業及び団体（担当部局）は、理事長が別に定める入会申込書により、事務局に申し込むものとする。

－パートナー会員は総会での議決権を有しない。

－パートナー会員は総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

－パートナー会員は連続して2年以上、会費を滞納したとき、その資格を喪失する。

パートナー会員が納入すべき入会金及び会費は、次の通りとする。

－年会費 50,000円

（会員の権利）

1. 正会員

正会員は会が実施する業際セミナー等のイベントに優先的に参加する権利を有する。

正会員はコンサルティングを含むプロジェクトベースの事業に参加する権利を有する。

正会員はプロジェクトベースの事業に参加する場合、別途、プロジェクト・マネジメント料金（契約金に順ずる）を追加して納入しなければならない。

プロジェクト・マネジメント料金に関しては、事業規模に応じて、定められるものとする。

2. パートナー会員

パートナー会員は会が実施する業際セミナー等のイベントに優先的に参加する権利を有する。

パートナー会員はコンサルティングを含むプロジェクトベースの事業に参加する権利を有しない。

（会員活動規定）

正会員およびパートナー会員（以下会員という）は、Educe Technologies（以下会という）の名のもとに活動する場合、事前に会の承認を得るものとする。上述の了承の無いままの会員の自発的活動については、例えば会員がEduce Technologies 身分を名乗り、その自発的活動に関係した者が当該会員の身分・活動をどのように理解しようとも、会は一切の責任を負わない。

会は Educe Technologies の名のもとに行われる全ての活動を管理下に置く権限を有し、当該活動について変更や中止を含む指導を行うことがある。会員はこの指導に従わなければならない。

会は、受注した事業・業務を会員に委託することがある。会員は理事会から受託した事業・業務遂行に伴う一定の権限を委譲され、求められる成果の実現に責任を有する。その場合、会員には委託業務に対する一定の報酬と業務遂行に伴う必要経費が支払われる。

ただし、活動内容によっては、報酬および経費等が支払われないことがある。

会が会員に要請した活動、会員から事前申請がありこれを了承した活動については、会は一定の責任を有する。従って、会はその責任を果たすため当該活動を一定の管理下に置き、会員に活動の報告を求め、相談に応じ、指導・監督を行うことがある。

会員は一般社会通念に従い善意をもって活動にあたるものとする。会は、会員の不法行為、悪意、無責任、信義誠実に反する行為、重大な過失に対して賠償を求めたり、除名処分とすることがある。

会員が直接又は間接的に関与する派生的な活動について、当該活動に参加する人々(地域住人等)が会員資格者である必要は無い。従って、派生的な活動についての運営、管理、経理等は第一義的に当該活動を直接又は間接的に関与する会員の責任下にあるものとする。また、当該活動に参加する人々の活動については、会の責任の外にあるものとする。

(入会規定)

正会員およびパートナー会員として入会を希望する者は、次の事項を認識しているものとする。

- －社会通念に反しない倫理観を有していること
- －健全なる経済活動を行っていること
- －会員の直接の営利目的を優先した活動ではないことを了承できること

入会にあたっては以下の事柄について「入会申込書」に明示する。

- ・法人企業又は団体の正式名称
- ・所在地
- ・主な業種の種類
- ・担当者名
- ・連絡先 (E-mail アドレス、電話・FAX 番号)

入会申込書が提出された時点で、上記の会員の区分・役割、会員の権利、会員活動規定及び入会規定を承諾したものとみなします。